

## 身体拘束廃止に関する指針

### 1 目的

介護福祉施設 かがやきの苑では、指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準第 11 号第 4 項の「指定介護福祉施設サービスの提供に当たっては、当該入所者又は他の入所者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他入所者の行動を制限する行為は行ってはならない」を受け、利用者の人権を尊重する「拘束をしない介護」の徹底を目的として、本指針を制定する。

### 2 身体拘束の定義

厚生労働省の「身体拘束ゼロへの手引き」では、次の 11 の行為を身体拘束に当たるとしている。

徘徊しないように、車椅子や椅子、ベッドに体幹や四肢を紐等で縛る

転落しないように、ベッドに体幹や四肢を紐等で縛る

自分で降りられないように、ベッドを柵（サイドレール）で囲む

点滴・経管栄養のチューブを抜かないように、四肢を紐等で縛る

点滴・経管栄養のチューブを抜かないように、又は皮膚を掻きむしらないように、手指の機能を制限するミトン型の手袋を付ける

車椅子や椅子からずり落ちたり、立ち上がったりにしないように、Y字型抑制帯や腰ベルト、車椅子テーブルを付ける

立ち上がる能力のある人の立ち上がりを妨げるような椅子を使用する

脱衣やおむつ外しを制限するために、介護衣（つなぎ服）を着せる

他人への迷惑行為を防ぐために、ベッド等に体幹や四肢を紐等で縛る

行動を落ち着かせるために、向精神薬を過剰に服用させる

自分の意志で開けることのできない居室等に隔離する

### 3 身体拘束適正化に関する考え方

身体拘束は、利用者の市民的な自由な生活・行動を制限するものであり、利用者の尊厳ある生活を阻むものである。かがやきの苑は、利用者の人権と尊厳を守り、拘束を安易に正当化することなく、職員一人ひとりが拘束廃止に向けた意識を持ち、身体拘束をしないケアの実施に努める。

### 4 基本方針

#### 身体拘束の原則禁止

かがやきの苑は、利用者の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束その他の方法により、利用者の行動の制限は行わない。

（契約第 8 条）

やむを得ず身体拘束を行う場合

以下の手続きを経て実施する。

(1) 身体拘束防止委員会の開催

以下の三つの要件を全て満たすかを確認する

切迫性：利用者本人又は他の利用者の生命または身体が危険にさらされる可能性が著しく高いこと。

非代替性：身体拘束その他の行動制限を行う以外に、代替える介護方法がないこと。

一時性：身体拘束その他の行動制限が、一時的なものであること。

委員会で、慎重検討の結果、三つの要件を満たした「やむを得ない場合」であることが判断された時は、施設長指示に基づき、下記の手続きに移る。

(2) 利用者、家族等への説明

・家族、又は代理人等に連絡し、面接する。(別紙1)

「緊急やむを得ない身体拘束に関する説明書」に基づいて、介護主任、介護支援専門員が詳細な説明を行う。

・家族等への十分理解と同意を得る。別紙1に署名を求める。

・利用者、家族が希望する時は、指針の閲覧、説明を行う。

(3) 介護記録への記載

・実際に身体拘束を行う場合は、様態、時間、心身の状況、等を記録する。

(4) 拘束解除を目標に継続的にカンファレンスを行う。

・身体拘束、行動制限が行われている場合は、介助することを目標に、身体拘束防止委員会において、毎月カンファレンスを行い、検討する。

・再検討にあたっては、別紙2により、経過観察、再検討記録を行う。

5 身体拘束防止委員会の構成員

施設長、総務主任、居宅介護支援専門員、介護主任、看護主任、施設介護支援専門員、該当ユニットサブリーダー

6 身体拘束廃止、改善のための職員教育・研修

定期的な教育・研修(年2回)の実施

外部で開催される身体拘束廃止についての研修に職員を派遣する。派遣された職員は、伝達研修を行う。

新任者に対する身体拘束廃止・改善のための研修の実施

その他必要な教育・研修の実施

7 身体拘束適正化の推進の為に必要な基本方針

身体拘束の廃止のために、各職種の専門性に基づくアプローチから、チームケアを行うことを基本にし、それぞれの果たすべき役割に責任を持って対応する。

#### 施設長

- 身体拘束廃止委員会の統括管理
- ケア現場における諸課題の統括責任

#### 看護職員

- 医師との連携
- 施設における医療行為範囲の整備
- 利用者の状態観察
- 記録の整備

#### 介護支援専門員

- 身体拘束廃止に向けた職員教育
- 医療関係、家族との連絡調整
- 利用者、家族の意向に添ったケアの確立
- チームケアの確立
- 記録の整備

#### 介護職員

- 拘束がもたらす弊害を正確に認識する
- 利用者の尊厳を理解する
- 利用者の疾病、障害等による行動特性の理解
- 利用者個々の心身の状態を把握し、基本的ケアに努める
- 利用者とのコミュニケーションを充分にとる
- 記録は正確かつ丁寧に記録する

### 8 利用者等による本指針の閲覧

本指針は、当施設で使用するマニュアルとともに、全ての職員が閲覧可能とするほか、ご利用者やご家族も閲覧できるように施設内の掲示（備付け）やホームページでの公開を行います。